

<記者クラブ用>

枚 方 市

令和5年度枚方市職員採用試験の実施について

市職員の採用試験を別紙のとおり実施しますのでお知らせいたします。

解禁日は6月24日(土)としておりますので、よろしくお願いいたします。

担当：人事課（内線3412）

○募集職種・採用予定人数等

職種	区分	採用予定 人数	受験資格	
			生年月日	資格要件(次のいずれかの該当者)
事務員	大学卒	23人程度	平成10年4月2日以降	—
	一般卒	5人程度	昭和39年4月2日以降 平成12年4月1日まで	—
	身体障害者 対象	2人程度	昭和39年4月2日以降	身体障害者手帳に記載されている身体障害者等級表による等級が1級から4級までの者
	社会福祉士 資格	6人程度	昭和39年4月2日以降	社会福祉士
	精神保健 福祉士資格	3人程度	昭和39年4月2日以降	精神保健福祉士
	IT資格	2人程度	昭和39年4月2日以降	システム設計に関する職務経験が通算して3年以上あり、応用情報技術者、情報処理安全確保支援士(旧情報セキュリティスペシャリスト)、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、技術士・技術士補(情報工学部門)のいずれかの試験に合格している者
	司書資格	2人程度	昭和39年4月2日以降	図書館司書
	考古学資格	1人程度	昭和39年4月2日以降	考古学に関する専門課程を修了し、学芸員資格を有する者
土木技術者	大学卒	9人程度	平成10年4月2日以降	土木に関する専門課程を修了した者
	短大等卒		平成12年4月2日以降	
	資格・経験卒		昭和39年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①土木施工管理技士(1級・2級)、技術士・技術士補(建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門)、技術士(総合技術監理部門) ②民間企業等における、土木(土木工事の設計・施工管理)に関する職務経験が通算して3年以上ある者
建築技術者	大学卒	1人程度	平成10年4月2日以降	建築に関する専門課程を修了した者
	短大等卒		平成12年4月2日以降	
	資格・経験卒		昭和39年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①建築士(1級・2級)、建築施工管理技士(1級・2級)、技術士・技術士補(建設部門)、技術士(総合技術監理部門) ②民間企業等における、建築(建築工事の設計・施工管理)に関する職務経験が通算して3年以上ある者
機械技術者	大学卒	3人程度	平成10年4月2日以降	機械に関する専門課程を修了した者
	短大等卒		平成12年4月2日以降	
	資格・経験卒		昭和39年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①建築設備士、ボイラー・タービン主任技術者(第1種・第2種)、技術士・技術士補(機械部門)、技術士(総合技術監理部門) ②民間企業等における、機械(機械設備の設計・施工管理・維持管理)に関する職務経験が通算して3年以上ある者
化学技術者	大学卒	2人程度	平成10年4月2日以降	化学に関する専門課程を修了した者
	短大等卒		平成12年4月2日以降	
	資格・経験卒		昭和39年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①環境計量士(濃度関係)、技術士・技術士補(環境部門) ②民間企業等における、化学(化学関係の実験・検査等)に関する職務経験が通算して3年以上ある者
保育士	—	2人程度	平成10年4月2日以降	保育士資格及び幼稚園教諭免許
			昭和39年4月2日以降	保育士資格及び幼稚園教諭免許を有し、保育士としての職務経験が通算して3年以上ある者
幼稚園教諭	—	3人程度	平成10年4月2日以降	幼稚園教諭免許及び保育士資格
			昭和39年4月2日以降	幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、幼稚園教員(常勤講師含む)としての職務経験が通算して3年以上ある者
行政的保健師	—	6人程度	昭和39年4月2日以降	保健師免許
臨床心理士	—	2人程度	昭和39年4月2日以降	臨床心理士資格
管理栄養士	—	1人程度	昭和39年4月2日以降	管理栄養士免許
行政的獣医師・ 行政的薬剤師	—	1人程度	昭和39年4月2日以降	下記の①または②を有する者 ①獣医師免許 ②薬剤師免許
調理員	—	2人程度	昭和39年4月2日以降	調理師免許

- ・ 国籍、性別は問いません。
- ・ 特に記載のあるものを除き、受験資格の生年月日は、平成18年4月1日までとします。
- ・ 拡大文字、点字、手話通訳等による受験ができます。
- ・ 「大学卒」とは、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者、令和6年3月31日までに卒業見込み（ただし令和6年3月31日までに卒業することを要します。）の者、またはこれと同等の資格があると認める者（高等専門学校において2年の専攻科（計7年）の課程を修了した者等）をいいます。
- ・ 「短大等卒」とは、最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、令和6年3月31日までに卒業見込み（ただし令和6年3月31日までに卒業することを要します。）の者、またはこれと同等の資格があると認める者をいいます。
- ・ 資格要件は、令和6年3月31日までに満たしていることを要します。ただし、資格要件である「職務経歴」の年数については、令和5年7月末日までに民間企業や公的機関等において、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した期間が該当します。なお、週あたりの勤務時間は、就業規則等で定められた所定労働時間が該当します。時間外勤務は該当しません。
- ・ 「技術士・技術士補（各部門）」とは、「技術士第1次試験（国家試験）」の合格者（技術士補未登録者）、またはこれと同等の資格があると認める者を含みます。
- ・ 「臨床心理士」とは、文部科学省認可の公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する臨床心理士の試験に合格した者をいいます。